

中大法曹



多摩校舎

2001. 5

中央大学法曹会

No.18

中央大学校歌

石川道雄 作詞
坂本良隆 作曲

中央大学応援歌

中央大学学友会選定 作詞
古閑裕而 作曲

一、草のみどりに風薰る

丘に日映き白門を

慕い集える若人が

真理の道にはげみつつ

栄ある歴史を受け伝う

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 光あれ

二、よしや嵐は荒ぶとも

揺るがぬ意氣ぞいや昂く

春の驕奢の花ならで

みのりの秋やめざすらむ

学びの園こそ豊かなれ

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 誉れあれ

三、いざ起て友よ時は今

新しき世のあさぼらけ

胸に血潮の高鳴りや

湧く歌声も晴れやかに

自由の天地ぞ展けゆく

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 栄あれ

一、憧れ高く空ひろく

理想の光あやなせる

ああ中央の若き日に

伝統の誇る白門の

闘い挑むはた仰げ

力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が

精銳こぞりふるいたつ

ああ中央の若き日に

雄叫ぶ血汐 紅は

闘魂たぎる火と燃える

力、力、中央 中央

三、我等が誇り覇者の歌

さんたり栄光我が生命

ああ中央の若き日に

今そ座らん覇者の座に

いぞ勝どきを揚げんかな

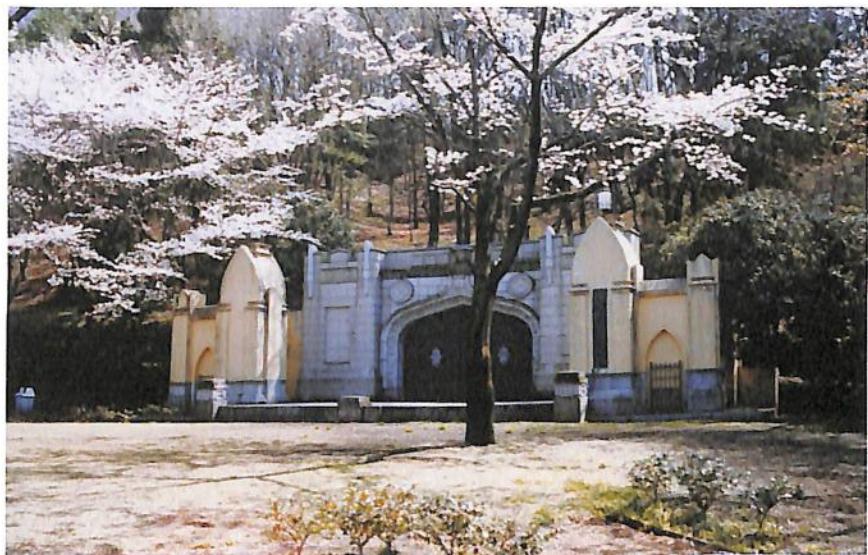
力、力、中央 中央



多摩キャンパス正門付近



多摩キャンパス多摩モノレール駅



多摩キャンパス 旧白門



多摩キャンパス 青年像



市ヶ谷キャンパス



神田駿河台
中央大学記念館



お茶の水駅と聖橋



ニコライ堂

「中大法曹」第十八号目次

表紙題字揮毫 猪股喜蔵
撮影伊達俊二
表紙写真多摩校舎

起死回生の妙案を探ねて…………幹事長 猪股喜蔵(5)

中央大学理事長として見た中央大学の現状と展望

中央大学理事長 阿部三郎(8)
これからこのからの法曹養成について 中央大学学長 鈴木康司(14)
中央大学学員会と法曹会……………中央大学学員会会长 大西保(18)
ロースクール構想に対する中央大学の取り組み

中央大学法学部長 永井和之(23)
ロースクール構想の現状と中大法曹会のバックアップ

委員長 研修所教官
弁護士 横井弘明(42) 才口千晴(36) 石井芳光(28)
『法曹論』雑考
和光の修習生

修習生から一步前へ	裁判官 田 中 伸子	(45)
一年生弁護士の刑事弁護	弁護士 片 山 有里子	(49)
学研連の現状、課題、将来の展望	委員長 田 中 紘三	(52)
法職講座の現状と今後の課題	中央大学法職講座運営委員会	(57)
座談会 法職講座の抜本的改革とその成果		
札幌分会の活動状況	札幌分会事務局長 太田 三夫	(83)
機構改革実行特別委員会活動報告	委員長 大高 満範	(86)
大学問題委員会活動報告	委員長 及川 昭二	(94)
法職教育検討委員会活動報告	委員長 萬羽 了	(100)
人事委員会活動報告	委員長 石井 芳夫	(106)
会則検討委員会活動報告	委員長 木戸 弘	(111)
関係諸規定		
学校法人中央大学基本規定（寄附行為）		
中央大学学員会会則		
中央大学法曹会会則・内規		
人事委員会規則		
法職教育検討委員会規則		
大学問題委員会規則		
会則検討委員会規則		

広報委員会規則

役員等名簿

学校法人中央大学等役員名簿

中央大学学員会役員名簿

中央大学法曹会役員名簿

中央大学法曹会各種委員会名簿

会務報告書・主要開催行事……………中大法曹会事務局長 石渡光一

(180)

資料 平成一二年度司法試験結果

(207)

編集後記

委員長 千葉昭雄

(208)

(160)



起死回生の妙案を探ねて

——学生・院生の集団指導体制の構築



中央大学法曹会幹事長 猪股喜蔵

中央大学法曹会は、法学部教育の充実・改革と司法試験合格者の増加、往年の首位奪回に向け、歴代執行部が積年最重要課題に位置づけて運営努力をしてきております。

当執行部もその例外ではありません。①市ヶ谷キャンパスの開校に向けて、法職講座、学研連等研究室の移動・整備、②法科大学院の創立を視野において司法改革シンポジウムの後援、③さらに法科大学院等創立協力委員会を設けて、ロースクールの開設を先取りするかたちで実務法曹を教員スタッフとして推薦し、教材・カリキュラム編成への意見具申など、ここ一年間精力的に活動してきました。

二年後には法科大学院が創立されることに伴い、法学部を中心として指導体制等が大きく変容される状況が見込まれます。それに従い、より一層学部教育の充実を目指さなければなりません。法科大学院に進学する院生についても、挙手傍観するのではなく、「熱いうちに鍛える」という趣旨から、学生・院生の班別集団指導体制をつくって指導、育成していくことが必要であると考えられます。

今、起死回生の妙案を探ねて物心両面にわたる協力が求められています。法曹会を中心とした先輩学員が、後進の指導・育成のため、さながら学園塾のごとくに入学、進学した当初から家族的情味を發揮し、司法試験合格という最後の目的達成に至るまで、学生・院生とも一人の落ちこぼれも出さないよう充実した指導体制を整える必要があります。合格者の増減に一喜一憂する今の状況を開拓し、キャンパス整備がすすむ頃を目途に、この妙案の実現に向けて法人教学、法曹が一体となって集団指導体制の構築に努めることが当面の課題だと思われます。かつて、中央大学に玉成会、真法会、正法会の各研究室が誕生し、よき指導者のもと、学生が切磋琢磨して高等試験に挑み、合格という栄冠を射止めていた黄金時代と同様に、充実した教育を醸成していくことが、いま、法学部の終焉といわれるこの時期を乗り越えるためには最も必要なことだと痛感いたします。

これについては、集団指導班のなかに経済、財界で活躍されている先輩学員にも参加をお願いし、国際会計専門大学院の開設に併せ、経済学部、商学部の学生にも参加の働きかけを行い、平成の中大塾を創設する魁になることが必要です。試行錯誤の域を出ないという批判もあるかと思われますが、いま大事なことは学生、院生が司法試験合格という目的に向かい努力し、その目的達成の為に先輩学員として惜しまぬ協力を続けることと感じております。

一昨年の合格者九二名が昨年は一〇二名に増加したことは、真に喜ばしいことであり、ここから過去の栄光、伝統の輝きに迫り、いずれ越えていくためには、惜しみない私たちの熱意を注いでいくことが必要不可欠です。

① 学生・院生の班分けは二五名から三〇名を一班として二五班を予定する。

② 指導体制は、法曹会弁護士、裁判官、検察官各三名、教授、講師各二名

③ 法曹会では各研究室出身の弁護士を網羅する。

④ 組織づくりは学研連、研究室OB等に依頼する。

このように集団指導体制を整え、司法試験合格率を高めることは、翻つて我が中央大学の興隆を促進することにもつながります。

中央大学法曹会創立五〇周年の節目の時にあたり、以上、起死回生の妙案となることを信じ、学員各位のご理解、ご協力をお願いしつつ幹事長の挨拶といたします。

中央大学理事長として見た 中央大学の現状と展望



中央大学理事長 阿 部 三 郎

中央大学法曹会会報「中大法曹」第十八号発行を心からお祝い申し上げます。

日頃から法曹会の歴代役員並びに会員の皆様には、母校中央大学発展の為に多大なご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

ところで、英吉利法律学校の伝統を受け継ぎ、中央大学が、毎年、多数の司法試験合格者を出し、法曹界等に多くの人材を輩出しておりますことは、大学の評価を高める大きな要素の一つとなつております。このことは、法曹会の先生方が本学の法職講座運営委員会及び司法演習講座並びに学研連の活動等を通じて、後進の育成に日夜ご尽力戴いている賜と、深く感謝申し上げます。

さて、いよいよ二一世紀を迎えましたが、政治、経済そして教育も含む社会全般におきましても、先行きは今一つ透明感を欠き、在るべき姿の確かな手応えが見えておりません。一方、私立大学におきましても大変厳しい状況下にあり、嘗て経験したことのない少子化、情報化、

グローバル化の状況から、互いに競争の中にあっても輝くような個性のある運営が強く求められております。そのため、母校の経営をお預かりする私としては、教職員一体となりながら法曹会をはじめとする全国学員の皆々様の御力を借りし、全力を傾注して大学造りに当らなければならないものと承知致しております。

さて、私も早いもので本年の五月で理事長就任三年目に入るところとなります。大学というところは、法人として経営に関する事項と、教学事項としての研究・教育に関するありとあらゆる事項がありますが、その範囲は大変に広く複雑であります。理事長就任以来、私は大学経営としての使命を前期理事会が長年に亘る検討の結果、決定された「二一世紀へ向けての本学の総合的な改革に関する理事会基本方針」の確実な実行に置いてきました。この基本方針には大きく三つの柱があり、学部・大学院・研究所等の改革、キャンパス整備の推進、そして財政改善の推進であります。

また、一方において、昨年五月、念願の都心展開施設、市ヶ谷キャンパスの開校式で私は、この理事会基本方針を確実に実行するに当たっての基本理念として、学長・常任理事のご賛同も得て、日本は素より世界に対してもその存在感を示すべく二一世紀における中央大学の在るべき姿として、

一　　国の内外に開かれた大学として「知」「学問」を広く社会へ還元する大学であること。

二　　各界各層の市民のために、広い教養に支えられた実学など生涯学習の場を提供する大学であること。

三　　国際化、情報化の中で世界レベルの交流を伴う高度な研究システムとプロジェクトを持つ高等教

育機関としての大学であること。

という三つの提言を申し上げました。

このことは、昨年十一月の大学審議会答申、「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方」の中で、現下の我が国の高等教育は、全く新たな状況に直面しているとして、「①大学はグローバル化、科学技術の爆発的進歩という新たな事態に対応して、国際的水準を視野に入れつつその教育活動の質的向上を図らなければならない。②大学全入時代の到来と社会人の生涯学習の必要性の高まりは、多様な能力、適性、学習ニーズを持つ学生層を生み出していることから、教育内容・方法の改善により、高等教育としての水準確保を図ることが求められている」と謳っておりますので、こうした二極化現象とも言える高等教育システムの改革目標に対して、市ヶ谷キャンパス開校式での私の三つの提言はまさに判断としては誤りではなく、むしろ時宜を得ていたものと言えるわけです。

さて、こうした中、理事会基本方針に則り、現在、精力的に取り組んでいる何点かをご報告いたします。一点目は、英吉利法律学校創設時以来の伝統を誇る中央大学の実学の特色を更に伸ばすべく取り組んでおります、二つの専門大学院、法科大学院（ロースクール）と、国際会計研究科（アカウンティングスクール）の設立の件です。ロースクールは一〇〇三年、アカウンティングスクールは一年早く、二〇〇二年四月の開校を目指し、現在、法人・教学一体となつて取り組んでおります。そしてその何れもが、昨年開校した市ヶ谷キャンパスを中心に展開して参りたいとするものであります。

二点目は、キャンパス整備として、三つの新棟を建設することであります。文京区・後楽園にありま

す理工学部に、都心展開の機能をもつ法人施設を含む一万九千平米の教育研究・学生生活関連の建物を一棟、多摩に学生中心の学生生活関連棟を一棟と二四時間学べる国家試験受験者のための建物一棟、この計三棟の建設です。これらの建設資金の一部として、昨年学員の皆様方にお願い致しました白門学校債の募集も、特に法曹界の先生方の力強いご支援のお蔭で四三億円の応募を戴き、現在設計事務所の選定も終えて基本設計を経て近く請負業者の選定に入る手筈となっています。

しかし三棟の建設、そして新たに開設した市ヶ谷キャンパスをもって全て足りりとするものではありません。

大学は、施設があつての研究教育であり、また研究教育あつての施設でもあります。現在の研究教育の施設環境も、決して充分なものと承知致しておりません。

現在の大学の施設キャンパスもすでに、多摩・後楽園・市ヶ谷の三箇所に拠点を有するところとなりましたが、鈴木学長もこの三施設によるトライアングルによって、より一層の組織的、有機的活力の再発見とその展開を強調されております。

しかし、その中でも私は、今日の大学における状況の変化の中で、そこに新しい価値を見出すべく、二つの状況の変化を見てとっています。

その一つは、念願のモノレールの開通であります。全ての大学関係者の足であり、また我が中央大学という舞台の為の花道であるこのモノレールを大学発展の為にどう活かすかということです。もう一つは、昨年来の鈴木学長を中心とする教学側のご努力によって、多摩地区における大学連合や近県の高等

学校との連携の動きです。これは明らかに中央大学が軸となり、大学や高等学校をはじめとして地域住民、自治体、企業群との交流、発展を目的とするものです。

この二つの状況の変化と動きをみるにつけとも、現在はモノレール駅を下車しても、そこに中央大学の玄関があつて、新しい白門があるという環境も雰囲気もなければ、施設的構造にもなっておりません。多摩・後楽園・市ヶ谷の三つのキャンパスを束ねるような、そこに新しい白門塔、それは二一世紀を記念するいわば二一世紀記念館とも言える施設。本当に、名実共に中央大学の顔となるような施設、あわせて中央大学の全てを語る資料館、地域に開放されるばかりではなく、国際交流の場ともなり、更には学員の為、父母の為の施設。このような施設の存在をどうしても考えさせられるのであります。

次に、理事会基本方針の三つ目の「財政の改善」につきましても出来るところから着実にその実現を図りつつありますが、何よりも入を図って、出を抑する原則を徹底することにあります。紙幅の関係で、この詳細は別の機会に譲ることとし、現在、法人として取り組むべき大変大きな事業計画についてご報告いたします。

二一世紀においてその存在感を世界に示すべく、そのための基盤整備とも言うべき二棟の建設の外、更に必要とされる新しい教育研究施設の充実、そしてこの仮称二一世紀記念館などのことも含めて、これらを一二五周年記念事業として位置づけ、自己資金一二五億円の外に目標額を百億円とする一二五周年記念事業及び募金計画の件であります。現在理事会で鋭意検討しており、三月の評議員会で正式に上程申し上げさせて戴きたいと存じております。

ところで、中央大学の歴史を振り返って見ますならば、大きな節目や難しい局面においては、必ずと言つてよい程、学員のお力添えを戴く中で存続・発展を続けてまいりました。

ここ数年間における中央大学の専門大学院の設立やキャンパス整備などの事業を通じて見るならば、現況はそれは百十有余年の歴史の中で明治一八年の創立時のこと、或は戦後の大学改革時代のこと、更には多摩移転等の歴史的な大きな経験にも匹敵するような、まさに、改革、前進のための大きな節目ともいえる時期を迎えているものと承知致します。世の中に不言実行という美学もありますが、理事長としては私は有言実行であるべきものと考え、良い事は積極的に発言し提言して、そして実行して参りました存じます。

どうか、中大法曹会の皆様におかれましては、今後とも母校の興隆・発展に力強いご支援を賜りますよう、切にお願い申し上げる次第でございます。

最後に、中央大学法曹会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。

(平成一三年二月二八日 記)

これから法曹養成について



中央大学学長 鈴木康司

中央大学法曹会の会報である「中大法曹」が回を重ね、第十八号の刊行を迎えたことは、誠にご同慶に堪えません。

また、中央大学法曹会の会員の皆様におかれましては、平素より母校中央大学の発展と後輩の育成のために並々ならぬご支援とご協力を賜り、心より御礼申しあげます。特に法曹会の先生方にご尽力いただいております法学部の「司法演習」は、法律学に関する基礎的理解を深めるのに効果を挙げており、また、実務法曹の先生方と学生が接することにより、学生の法律学の学修意欲を高める良い機会となり、好評を博しております。

大学の評価は、卒業生の活躍の度合いであり、本学が「法科の中央」と称せられますのも、ひとえに法曹会会員の皆様のご活躍によるものと衷心より敬意を表する次第であります。

うに動いていくのか、予測がつきにくい状況にあります。このような世相にあって、平成一一年七月には二一世紀における我が国の社会で司法が果たすべき役割を明らかにするため、政府が司法制度改革審議会を設置したことは、皆様ご承知のとおりであります。三十数回におよぶ審議会を経て、昨年の一月二〇日に同審議会から中間報告が出されました。その報告書には、我々大学人が注目する法科大学院に関する内容が含まれております。いわく法科大学院は、法曹養成に特化した実践的な教育を行う大学院とするとあります。司法が二一世紀の我が国の社会において、期待される役割を十分に果たすため、その人的基盤を確立することを目的として、法科大学院は司法試験、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関と位置づけられております。そして、法科大学院の理念は理論的教育と実務的教育を結びつけ、法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の習得と豊かな人間性の涵養及び向上を図り、創造的な思考力、法的分析能力や法的議論の能力等を育成するとともに、法曹としての責任感や倫理観の涵養をもはかるとされております。すなわち幅広い素養と法曹として必要な資質と能力を養うことが目的であります。この構想は法曹養成に関する大学の新たな在り方を示すものであります。法科大学院の最終的な内容がどうなるかは、本年夏頃までに出される最終答申を待つことになります。しかし、私はこれまで機会のある毎に申しあげてますが、本学におきましてもこの法曹養成を目的とする法科大学院に関しまして、司法制度改革審議会の結論が出次第、即座に対応できるよう万全の体制をとつております。すでに専門大学院設置準備委員会を設置し、法科大学院の設置に関する具体的な検討を開始しております。法科大学院の設置は、司法試験に強い中央大学のイメージを保持し、二一世紀の中大

を発展させるために必要な事項であると思つております。この法科大学院は理論的教育と実務的教育の架橋をはかるとされておりますので、これまでの大学教育とは異なる実務教育が重要なポイントとなると思われます。この分野での充実度が法科大学院の成否の鍵を握つてゐると言つても過言ではありますまい。

また、法科大学院が法曹養成の基盤となれば、司法試験制度自体が変革されることは明白であります。法曹養成が法科大学院を経て行われることになれば、各大学は司法試験合格者の数を競うのではなく、その法科大学院を修了した法曹の質が問われることになるでしょう。

従いまして、我々大学は、法科大学院出身者の法曹としての資質を高める努力を行わねばなりません。とりわけ、二一世紀は情報・通信技術の進歩によりボーダーレスな社会が出現して、国際間の交流は頻繁になり、急速に進展したグローバリゼーションは、広い視野を身につけた法曹を求めております。そのような社会のニーズを敏感に受け止め、本学の伝統と特長を活かした高レベルの国際的な法曹養成ができるような法科大学院の設立を目指したいと存じます。そのためには、法科大学院のカリキュラムを含めた教育・指導体制の充実が不可欠であり、設立準備委員会におきましても、鋭意検討している段階でございます。

本学には、法曹として偉大なる先達を輩出しているという伝統があります。また、現在は法曹界の四分の一以上を占める卒業生、すなわち皆様方がいらっしゃいます。誠に心強い限りであります。偉大なる諸先輩、法曹の方々を範として、後に続く立派な法曹を養成できるような法科大学院を設立しなけれ

ばならないと決意している次第であります。

法曹会の先生方には、今後とも一層のご指導ご鞭撻をお願い申しあげます。

また、最後になりましたが、法曹会の益々のご発展と会員の先生方のご健勝をお祈り申しあげます。

中央大学学員会と法曹会



中央大学学員会会长 大西保

中大法曹の会報発刊を記念し、一言述べさせてもらいます。

一 学員会の組織

私は中大法曹会の推举により、平成四年六月から学員会の副会長に、平成七年六月から会長に就任し今日に至っています。

学員会の内部から学員会の実状を見てきましたが、学員会組織は膨大でその活動が多岐に及んでいるのが実状です。

学員会本部の企画・運営に当たる役員は、副会長が年次支部から推薦の飯塚久子さん、女性白門会支部推薦の市橋千鶴子さん（弁護士）、南甲俱楽部支部推薦の長田繁さん、学員体育会支部推薦の佐藤幸男さん、法曹会支部推薦の瀧澤國雄さん（弁護士）、中央大学からの選出で教授経験者の土屋六郎さん（中大名誉教授）、国会白門支部推薦の廣瀬秀吉さん、それに地方からの選出として、旭川支

部の大塚重親さん（弁護士）、名古屋支部長の兵藤俊一さん（弁護士）、大阪支部長の高橋季義さん、それと私を加えて十一名となります。また、学員会の協議員は八百名以内で協議員会を構成し、このうち約百名が幹事、うち二十五名が常任幹事、会計監事が五名で、それぞれ幹事会、常任幹事会を構成しています。右の役員において、会長・副会長会議は原則として月一回、協議員は年一回、常任幹事会と幹事会は必要に応じて開催し、学員会の運営に当たっています。

現在、中大卒業生（学員）の総数は、約四十五万人強（物故者を含む）で、そのうち住所判明者が約三十万人と推測され、うち学員会費を納入して学員会会員として登録されている方は約十一万三千人（入会率、約二十五%）に過ぎません。

学員会の支部数は、法曹会のような職域等支部が四十七、地域支部が百三（外国支部九を含む）、年次支部が三十九支部で合計百九十九支部が設置されている。更に現在も設立準備を進めている支部が複数あります。

また、会員の人数が支部設置条件に達していない等の関係から設置に至っていない白門会や分会の数については、学員会本部が全てを把握できていないほど多いのが現状であります。

学員がいづれかの支部や白門会に所属されつつあり、私立大学において有数の卒業生組織に発展してきました。このことは、学員会本部が活性化し組織強化の基盤となっています。そして、母校中央大学への支援体制の強化に繋がることから大変心強く思っています。

二 学員会本部の業務

本部事務局には、事務局長をはじめ、数名の職員が大学から出向し執務をしています。本部と各支部との連絡、学員時報の発行、学員の住所等の管理、新卒業者及び未加入者への入会募集、諸会議の開催、各種行事の企画・運営等でいつも繁忙を極めています。近年学員一人ひとりについてコンピューターによるデーター登録が整えられ、支部等からの質問や調査依頼に対し、きわめて迅速、的確にできるようになっています。

三 学員会における中大法曹会の地位

学員会の役員のうち中大法曹会員は、会長・副会長が五名、幹事一六名（内四名常任幹事）、会計監事一名の合計二十二名で役員の約十九%が中大法曹会員によって占められています。このことは学員会の長年の活動において、法曹会員が中心的存在にあった歴史的事実を物語るものであります。支部結成が盛んになり支部数が増えていますと学員会役員の数が限られているなかで、役員の若返り活性化等を図るために、中大法曹会の選出役員を減少すべきであるとの声が聞かれるようになります。

しかし、役員の若年化によって学員会の目的達成や対中央大学との関連から、その効果が実現できるかどうか私は強い疑問を抱いています。学員会の役員は会議に出席するだけでも自らの本業以外のことでの大切な時間を消費しなければならないため、働き盛りの少壮有為の人材には学員会の運営に無報酬で没頭することを期待するのは無理ではないかと思います。

四 中大法曹会への要望

① 中大法曹会に対する学員会の協議員にしても全体の10%近くもいて多すぎるとの非難を耳にします。学員会の役員選考委員会を開催した際に、このことを主張する方がいます。中大法曹会といつても東京、第一、第二の各弁護士会員、東京検察及び裁判官から選出されるので他支部の五つ位に匹敵する数の協議員がいても、あまり多い数にはならないのです。多くの役員を法曹会が独占しようとするような考えはないのですが、学員会における過去の実績から今日の結果になっているのであり、法曹会員としては他支部のことも考慮しながら適正な人数を維持すべきであります。

② 中央大学が世界に誇れる私立大学となるためには伝統的立場からして司法界で活躍することが大切であります。私どもはそのために司法試験の合格者を全国第一位になるように後輩の指導に力を傾注しなければなりません。

法学部教育や法職講座の試みとして中大法曹会から多数の講師が派遣されて後輩の指導に当たることも司法試験合格者増員の一助であり、その成果を期待しているところです。

また、中央大学では、二十一世紀に望む改革の一つとして、ロースクール（法科大学院）について、司法制度改革審議会から今年の七月には最終答申が出る予定ですが、政府の具体的方針が示され次第、直ちにその対応に即するように専門大学院設立準備会を中心の中大法曹会の全面的な支援・協力により、法曹界の輝かしい歴史と伝統を有する法科大学院の開設に向け、準備を整えているところです。

私としては、この専門大学院の開設が中央大学の一十一世紀を大きく左右する要因の一つになることから、開設準備をはじめ開設後の運営を含めて、法曹会員が援助する必要性を強く痛感とともに、一日も早い開設を期待しています。

③ 私どもは、全国各地で開催される支部総会等に学員会を代表して出席していますが、私が特に感銘を深くしていることは、北海道でも九州でも東京から沿革の地にある学員の皆さんのが母校愛に燃えておられる姿に接することあります。大学の地元であり学員会の最も有力な支部である中大法曹会は、全国の学員の母校に対する期待を片時も忘れることなく、今後も更なる母校発展のためにご尽力賜りますことを願っています。

以上

(平成十三年三月記)

ロースクール構想に対する

中央大学の取り組み



法学部長 永井和之

中央大学法曹会の会報「中大法曹」に上記のような表題で寄稿するようになとのお話をいただき、大変ありがたい機会と感謝しております。それというのも既にご存じの通り現在色々審議されている、いわゆるロースクール構想においては、実務家のご協力を不可欠の要素としています。そのため、中央大学のロースクールにおいても、教育面での実務家の協力が不可欠であるからです。勿論設立に向けての検討の中でも、色々とお知恵をお借りしなければならないことも多く、その意味では、ロースクール設立に際しては、物心両面におけるご支援をいただかなければならぬと考へています。

さて、ロースクール構想への取り組みということからいえば、それこそいくつかのアプローチがあると思われます。しかし、大学における構想ということからいえば、とりわけ現在まで多くの法曹を輩出してきた中央大学法学部からのロースクール構想ということからいえば、その基本的な出発点は法曹養成の教育内容から考えていかなければならないと思います。言い換えれば、従来の法学部における法学

教育の何が法曹養成にとって足りないのか、または、将来の二一世紀の法曹養成ということからいって、何が足りなくなるのか、その点を明確にしなければならないと考えています。その点を明確にしなければ、何のためのロースクールかが不明確になり、それはロースクールへの入学資格から、教科内容や教育方法までに影響するからです。そこで、専門大学院としてのロースクールという位置づけは、従来の法学部における法学教育で、法曹養成としては足りない点を補うという意義を有するものにならなければならぬと考へていますし、新たな世紀の法曹養成する意義を有するものでなければならぬと考えています。

ちなみに、ロースクールでの専門大学院としての教育内容が、二一世紀の国際化や社会の高度化に対応した法曹を養成することであるならば、その入学者にはそれなりの能力が要求されることになると思います。その能力の中には、学部段階における法律に関する一定の基礎的な知識と基本的な理解が含まれることになるのではないでしようかというのが、教育現場に身を置くものとしての率直な感想です。ソクラテスマソッドをとつて、プロブレムメソッドやケーススタディなどによつても、生きた教材から法的な問題点を抽出させ、法的に構成させるというような教育方法においては、法律学に関する基本的な理解もなく出来るということはあり得ないと考へるからですし、基礎的な各法律の知識や理解なしに行つることは不可能に近いと考へるからです。出てくる言葉言葉を知らぬ学生を相手に、どうしてプロブレムメソッドやケーススタディを行うことが出来るでしょうか、しかもソクラテスマソッドで、講義ではないのです。

では、現在の法学部教育で、どの程度まで法律の理解を達成させることができるのか、どの程度まで法律的な思考訓練をして、法的な思考を身につけさせることが出来るのかということを考えなければならぬと思います。また、国際化時代の我が国の法律で、その内容が国際化という問題に直面している法律は少ないと、そのような比較法的な調査手法や思考を身につけさせることが出来るのか検討しなければならない法律は少ないと、そのような比較法的な調査手法や思考を身につけさせることまでも要求されるとするならば、それは事実無理であると思われます。現在のように高度化した法律を理解するには、学部段階だけでは短すぎます。そこで、その足りない所を専門大学院としての教育によって補い、高度専門職としての法曹を養成するということが、いわゆるロースクールの意義ではないかと考えています。

以上のようにロースクールを位置づけるならば、①その入学者選抜に関して、②カリキュラム、③教育方法、等も、一定の方向性が明らかになるのではないかと考えています。

中央大学のロースクール構想に対する取り組みにおいて、以上のような一般論としての取り組みの他、特に法曹会のみなさんに報告すべき事項として、次のようなことを報告させていただきたいと考えています。それはイギリス法律学校の伝統を新たに再創出したいという意欲であります。具体的には、国際的な法律業務に強い法曹を養成するロースクールを創出したいというものです。そのために、入学の段階から、語学力に強い学生、国際的な視野を持った、または、国際的な活動に興味を持った学生を特に歓迎していきたいというものです。そのような学生を迎えて行われるロースクールにおける教育

では、学内における外国法の講義や演習はもとより、海外におけるいくつかのロースクールとの提携による教育をも設定して行くつもりです。この海外におけるロースクールとの提携ということでは、すでに中央大学との長年にわたる交流契約を実施しているロースクールや、教員の交換や学生の留学実績を持っているロースクール、その他この度のロースクール構想で新たに提携を構築するロースクールなどを、全体として組織したものを創りたいと考えています。そのような、いわばコンソーシアムを創ることによって、国際的な教育における多様性をも確保できるのではないかと考えています。

最後に一つ、現在いわれている設立基準についての問題点を指摘させていただきたい。それはロースクールでは一教員あたり学生数を十人に限るという設置基準です。それというのは、私立大学にとっては大変深刻な問題です。例えば、使用者側の負担する社会保険料などまでも含んだ人件費が平均一六〇〇万円かかるとすると、それだけでロースクールの学生の学費は一六〇万円以上でなければならない。それに職員の人件費や物件費などを加算するならば、二〇〇万円以上でなければ独立採算として成立しない。このような費用を三年間負担できる学生のみが私立大学におけるロースクールに入学しうるという制度になるという現実です。この点を乗り越えて、中央大学のロースクールが優秀な学生を集めためには、巨額の奨学金制度が完備されていなければならない。この点の準備は法人・理事側に特にお願ひしている点であります。また、物的設備でも、例えば模擬法廷や、少人数の、しかもソクラテスマッシュなどによって講義・演習をしやすい教室の整備、国際的な法律情報をコンピューターなどで検索しうるシステムの整備と維持等、従来の大学とは比較にならない運営費用がかかるであろうと考えられる点で

す。しかも、このような設備が整備・維持されていなければ、設立の認可が危ういという点です。市ヶ谷の校舎だけで、このようなロースクールの施設として十分であるのかどうかも再検討を要する課題ではないかと考えています。

幸い、法人にあっては、大学の一五周年事業を色々と企画されていると伺っています。そこでは、ロースクールの問題が、中央大学の新世紀における浮沈の鍵を握っているという認識で計画が立てられていることを確信しています。是非、法曹会のみなさまにも、以前にもまして、ますますのご支援をお願いしたいと考えています。
宜しくお願ひします。

ロースクール構想の現状と 中大法曹会のバツクアッピ



法科大学院創立協力委員会
法曹養成教育小委員会委員長

石井芳光

はじめに

法科大学院（ロースクール）構想は、数年前には、およそ予想もつかなかつたような勢いで、あたかも燎原の火のように燃え盛り始めている。

中央大学は、司法試験合格者が減少の一途をたどり始め、「法科の中央」の名声もいまや風前の灯のような状態になっている。

かつては、中央大学出身者が司法試験合格者の三分の一以上を輩出し、名実ともに法曹界のトップを独占していたのが、大学の多摩キャンパス移転が裏目に出たのか、学研連団体の受験指導システムも破綻しかけており、最近では、東大・京大・早大・慶大の後塵を排し、合格者の一〇分の一にも満たない長期低落傾向にあるといわれて久しい。

大学法学部当局は、この低落傾向を立て直すために全面的な法学部改革に取り込み、従来からの政治

学科のほかに、国際企業関係法学科を特設し、中心の法律学科は、志望職種別履修モデル制（法曹・行政職公務員・民間セクター各コース選択制）に区分して、中央大学学員会法曹会の協力のもとに、現役法曹（裁判官・検事・弁護士）による法曹論と司法演習、基礎演習、専門演習、憲法・民法・刑法・民刑訴訟法各特講などのカリキュラムを充実し、それに加えて、課外の法職講座（司法試験受験指導）の設置など、必要な諸策を実施し、その効果もあがり始めており、司法試験合格者も増加して、低落の底入れに歯止めがかかり、持ち直してきたかのようにも見える。

中央大学がこのような低迷から脱却しようとするときにあたって、吹き始めたのが法科大学院構想であり、中央大学にとって、法科大学院創立は、建学以来のビッグプロジェクトである。

法科大学院構想は、中央大学にとって、はたして「神風」となって、かつての「法科の中央」を取り戻すことができるのか。

「法科の中央」の更生は、ひとえに、英吉利法律学校（明治一八年・一八八五年開校）の美学精神を伝統とする中央大学法科大学院構想の実現内容にかかっているといえよう。

一 法科大学院創立への協力と対応

中央大学学員会法曹会では、中央大学法科大学院の創立にあたり、法科大学院創立協力委員会を組織し、委員会内に法曹養成教育小委員会を設けて、提案事項（平成一二年七月一三日・省略）について、検討を開始し、現在、審議中であるが、いずれ成案として意見を集約したいと考えている。

そこで、本稿では、法曹養成教育小委員会で審議中の内容を要約してご報告するので、法曹会学員の皆様からは、法科大学院の創立に向けて、きなんのないご意見とご批判をくださり、また、積極的なご協力とご支援をくださるようにお願いしたい。

二 小委員会の審議事項

1 法科大学院（ロースクール）の設立構想は、文部省法科大学院検討会議（座長小島武司本学教授）の「法科大学院構想に関する検討会議の検討まとめ」（平成一二年九月一九日）が司法制度改革審議会（会長佐藤幸治京都大学教授）に提出されることにより具体化した。

同審議会は、これを受けて、中間報告（平成一二年一月二〇日）で、司法試験合格者年間約三〇〇〇人による法曹資格者の増員を目指す新たな法曹養成制度の構築に向けて、法科大学院制度の設立を提案し、政府に提出した。

法科大学院構想は、法曹養成を目的とする高度専門教育機関としての特化専門大学院（プロフェッショナルスクール）であり、これまでの司法試験による法制養成制度が点（ポイント）による選抜方式であったのが、過程（プロセス）としての法曹養成教育を重視し、法曹に必要な理論教育と実務教育を実施することを目標にしている。

法科大学院構想の基本は、司法が二一世紀の社会で期待される役割を果たすための人的基盤を確立することを目的とし、司法試験・司法修習と連携した基幹的高度専門教育機関であり、公平性、解放性、多様性を原則とし、履修コースは、三年制を原則とし、二年制（法学既修者）を例外的に

設けることができる。

法科大学院の教育方法は、少人数の講義方式、演習方式、調査・レポート作成、口答報告などを基本としている。

また、法科大学院の教育水準、成績評価・修了認定の厳格性を確保するために、第三者評価制度（適格認定）の設置を提案している。

そして、新規法曹三〇〇〇人が誕生するまでの新法曹養成制度のスケジュールは、別紙想定表のとおりとされている。

2 司法制度改革審議会の中間報告によれば、法科大学院の教員組織は、法曹養成に特化して法学教育を高度化し、理論的教育と実務的教育との架橋を図るのであるから、法曹実務（家）教員の参加が不可欠であるとされているので、中央大学法科大学院が設立（同審議会は、平成一三年四月二四日、法科大学院を平成一六年・二〇〇四年四月に開設するよう提言することを合意した）された場合には、担当教員（学生一〇名に教員一名を原則とするといわれるが、大学院側にとって非常に厳しい基準のようである）のうち、相当数の法曹実務（家）教員（全体教員の約三〇%といわれている）が教育スタッフに参加することが必要になる。

3 委員会では、法科大学院での全体の教育内容を視野に入れながら、中央大学法科大学院が設立された場合、主として、法曹実務教員の果たす役割について、①身分と待遇、②担当専門科目、③カリキュラム編成、④教材作成、⑤教育方法などに関して、検討を開始している。

4 委員会では、法科大学院の履修年数と教育科目の内容について、日本弁護士連合会と東京三弁護士会の公表資料などをはじめとし、情報収集に努めながら、委員の自由討議（フリートーキング）を相当回数（平成一三年四月二三日現在一三回）継続し、審議を進行中である。

5 委員会では、阿部三郎本学理事長、小島武司教授（文部省検討会議座長）、濱田惟道教授（本学常任理事）、永井和之教授（本学法学部長）、木川統一郎元教授、矢部耕三弁護士（米国イリノイ大学（本学海外交流協定大学）ロースクール履修本学学員）などをお招きし、法科大学院の具体的構想と財政問題、本学法学部改革と欧米各国の法曹養成教育事情などについて、ご意見をうかがい、資料の提供を受けて、審議の参考にしている。

6 委員会では、さらに、法科大学院構想と新司法試験制度の立法を担当する法務省首脳部の但木敬一官房長と房村精一司法法制調査部長、本学から永井和之教授（本学法学部長）、椎橋隆幸教授（本学法科大学院設立準備委員長）、大村雅彦教授（前同副委員長）をお招きし、法科大学院の具体的構想や新司法試験制度の構想などについて、有意義な意見交換を行い、審議の参考にしている。

7 委員会では、委員会の実質的討議を深めるために、二次にわたり、司法研修所教官経験者（教官終了後一〇年程度）・司法試験委員経験者・本学司法演習講師経験者など一〇数名を追加委員に指名し、審議に参加してもらい、審議の充実を図っている。

8 委員会では、現在までのところ、法科大学院において、主として、実務教員が担当する実務教育専門科目・教科内容・カリキュラム編成・教材編集などについて、①民事系統、②刑事系統、③憲

法公法系統、④司法制度論、⑤法曹論、⑥法曹倫理、⑦実務研修（リーガルクリニック・エクスター・ンシップ）などに大別し、少人数のクラス編成による演習形式（ソクラテスマソード・プログラムメソード・ケースメソード方式）の具体的な教科内容について、自由討議（フリートーキング）の形式で、審議をしながら検討を深めているが、なにぶんにも、法科大学院の具体的構想そのものに未確定な部分が多いので、実質的な個別討議と結果のまとめは、これから課題である。

三 検討中の課題

- 1 司法制度改革審議会では、法科大学院構想について、中間報告（平成一二年一一月一〇日）に引き続いて、最終報告を平成一三年六月を目途に提案することになっている。
- 2 日本弁護士連合会では、法科大学院設立運営協力センターで、中心となるカリキュラム等の検討を具体的に開始し、全国各大学法科大学院設立担当教員らとの数次にわたる意見交換を経て、早期に検討結果を公表することになった。
- 3 日弁連法科大学院設立運営協力センターが現在時点（平成一三年四月一四日）で公表している法科大学院構想のカリキュラムは、「法科大学院モデル・カリキュラムの構想と実験—プロフェショナル法学教育の創造—」（平成一三年四月一四日発行・全文四〇八頁）記載のとおりである。「モデル・カリキュラムの構想」では、カリキュラムの構成と教育方法の詳細が提案されている。

ついて、関東ブロック各大学法科大学院設立担当教員らとの数次にわたる意見交換を経て、検討の内容を集約することになっている。

⁴ 東京三弁護士会所属の司法研修所教官経験者で構成する法科大学院協議会（任意団体）も、多数の元司法研修所教官経験者が法科大学院構想について、主として、カリキュラム編成に焦点を当て、具体的に検討結果を集約しつつある。

おわりに

委員会では、これらの各種協議会の検討結果に関する情報を収集し、整理集約して、本学大学側の法科大学院設立準備委員会（委員長・椎橋隆幸教授）とも隨時に協力をしながら、本学法科大学院設立に向けて、ソフト面である教育内容について、カリキュラム編成などを中心にして、具体的な作業を集めしていくつもりである。

（いしいよしみつ）

（平成一三年四月二六日記）

東京弁護士会所属 同弁護士会副会長・司法修習委員長・広報委員長・非弁取締委員長・日本弁護士連合会司法修習副委員長・司法研修所弁護教官

中央大学法学部客員講師（民法特講・司法演習民法・大学院法学研究科特殊講義民事訴訟実務研究・各担当）

新法曹養成制度のスケジュール（想定表）

平成13年 6月

司法制度改革審議会最終意見提出

関連諸法案国会審議・成立

関連諸基準確立・公表

大学院設置認可手続

関連予算措置

法科大学院入学者選抜実施

平成16年 4月

法科大学院学生受入

（予 定）

新司法試験（第1回）実施・移行措置開始

法科大学院・第1期生（2年制）修了

法科大学院 第1期生（3年制）修了

第2期生（2年制）修了

法科大学院 第2期生（3年制）修了

第3期生（2年制）修了

移行措置修了（現行司法試験最終回）

例外措置開始

新規法曹 3000人

移行措置